

平成 30 年 11 月 2 日  
海 事 局**S0x 規制に対応する船用燃料油の性状を海運業界、石油業界で協議しました**  
**～第 1 回船用燃料油の性状に関する協議会の結果報告～**

2020年1月からの世界的な船用燃料油の硫黄分濃度規制の強化に伴い、船用燃料油の性状が従来のものから変化する可能性があります。

規制強化後の燃料油に関し、海運業界から船舶で適切に使用するための性状を要望し、石油業界側で要望内容を今後検討することとなりました。

1. 日 時：平成30年10月30日（火）14:00～16:00
2. 場 所：三番町共用会議所 本館1階 第3会議室
3. 出席者：別紙1
4. 議論の主なポイント（議論の背景については別紙2参照）：
  - ・燃料油の性状のうち、動粘度及び流動点が船舶での使用に与える影響について、意見交換を行いました。
  - ・海運業界からは、供給する燃料油については他社製の燃料油間で混合安定性を確保して欲しいこと、動粘度は船舶の改造が不要と見込まれるレベル（余裕をもった目安として70mm<sup>2</sup>/s以上）を希望すること等の意見がありました。
  - ・石油業界からは、海運業界の意見を理解しつつ、適合油の動粘度については供給安定性も踏まえて検討する必要がある旨の意見がありました。
  - ・今後は、石油元売各社が、動粘度についてそれぞれ社内で検討をし、検討結果を販売ルートなどを通じて顧客に伝えるとともに、次回会合を速やかに開催することとなりました。



会議資料は、([http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_fr7\\_000024.html](http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr7_000024.html)) を参照。

**【問い合わせ先】**

国土交通省 海事局 海洋・環境政策課 今井、十倉、下窪  
(代 表) 03-5253-8111 (内線) 43-902、43-926  
(直 通) 03-5253-8118 (F A X) 03-5253-1644